

受付	
整理番号	-

平成 年 月 日

## 利用権設定等申出書 【所有権の移転】(一般用)

八重瀬町長 殿

(A)所有権の移転を受ける者＝譲受人(買う人)

住所 〒 -

氏名 ⑩

生年月日 年 月 日 ( 歳 )

TEL

(B)所有権を移転する者＝譲渡人(売る人)

住所 〒 -

氏名 ⑩

TEL

別添の八重瀬町農用地利用集積計画書1各筆明細の土地について【所有権の移転】をしたいので、八重瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想第4の1の(6)の規定に基づき申し出ます。

### 添付書類

要 不要

1.   農用地利用集積計画 (1 各筆明細・2 共通事項・3 農業経営の状況等)
2.   全部事項証明書 (土地の登記簿謄本)→那覇地方法務局
3.   地図の証明書 (公図)→那覇地方法務局
4.   耕作証明書 (八重瀬町以外で耕作がある場合)→耕作地の農業委員会
5.   各種認定証の写し等 (認定農業者・認定新規就農者・研修証明書等)
6.   営農計画書 (新規就農者) ・ 営農計画書 (既就農者)
7.   土地売買契約書
8.   開発事業計画書 (開発行為を伴う場合)
9.   その他必要書類 (委任状・ )



## 2 共通事項(所有権移転関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の名筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払いを了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

### (2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

### (3) 所有権以外の権利の消滅

所有権の移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者(譲渡人甲)は当該権利を消滅されとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

### (4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。

### (5) 所有権の移転の登記

この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者(譲受人乙)が行わなければならない。

### (6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。

### (7) 法律関係の解除

譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づき義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

### (8) 所有権所得者の責務

譲受人乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び八重瀬町が協議して定める。

